

○犯人の逮捕等に協力した者に対する特別報賞金の支給について（例規通達）

昭和 38 年 5 月 1 日

群本例規第 17 号（厚）

〔沿革〕

昭和 60 年 8 月群本例規第 12 号（務）改正

警察部外の者で警察官の職務に協力援助して災害を受けたものについては、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に基づき災害給付が行なわれているところであるが、今般、新たに特別報賞金支給基準を定め、犯人の逮捕その他犯罪の捜査に協力援助して災害を受けた者に対し特別報賞金を支給できることとなつたので、次の事項に留意のうえ、適切な運用を図るよう警察庁次長から通達があつたので事務取扱い上遺漏のないようにされたい。

なお、特別報賞金支給基準に該当すると認められる事案が発生した場合は、ただちに報告せられたい。

記

1 現行法（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律）においては、同一事由について他の法令による補償または給付が行なわれた場合には、その限度において災害給付の責めを免かれる旨規定されており、したがって警察官の職務に協力援助して災害を受けた場合であつても法に基づく災害給付が行なわれないことがある。

このことは、補償制度の全般の趣旨からみれば当然のことであるが、警察に対する協力援助行為による災害に対して警察からまったく措置できないことは民警協力を推進している立場上、当を得たものとはいえない。このような場合においても警察としてできるかぎり適切な措置をとりうるように、新たに特別報賞金支給基準を定められたものである。

2 この基準により特別報賞金を支給することができるのは、犯人逮捕または犯罪の捜査に協力援助し、かつ、死亡または著しい身体障害の災害を受けた者の範囲に限られる。

なお、法に基づく災害給付を受けた者についても、この基準による特別報賞金が支給されるのであるが、前記 1 の制定趣旨にかんがみ、支給金額については考慮することが必要である。

3 特別報賞金は、その性格上時宜を失することなく支給することが必要であるので、身体障害の場合においても傷害治癒後の後遺症が明確になるまで待つことなく、それぞれの等級の身体障害が残ることが明らかであると認められる範囲において支給できるものとしたのである。

なお、身体障害の場合における特別報賞金の額については、その等級の区分に応じ、次の範囲内で支給額を決定する方針である。

(1) 1 級から 3 級まで 200 万円以下

(2) 4級から6級まで 120万円以下

(3) 7級および8級 40万円以下

4 この支給基準に基づく特別報賞金の経費は、経費の負担区分に応じ、国費または都道府県費の捜査費から支出されるものである。

別添

特別報賞金支給基準

第1 警察部外の者が、自らの危難をかえりみず犯人の逮捕その他の犯罪捜査に協力援助して、災害を受け、そのため死亡し、または著しい身体障害が残ることが明らかであり、かつ、その功労が顕著であると認められるときは、その者に対し警視総監または道府県警察本部長は、特別報賞金を支給することができる。

第2 特別報賞金は、次の各号に掲げるところにより支給するものとする。

(1) 死亡の場合

協力援助者が死亡した場合においては、その遺族に対して支給するものとし、遺族の範囲、支給を受ける順位等については、国家公務員災害補償法第16条および第17条による。

(2) 身体障害の場合

協力援助者が傷害を受けた場合において、著しい身体障害（国家公務員災害補償法別表第1の第1級から第8級までの身体障害をいう。）が残ることが明らかであると認められるときに、当該協力援助者に対して支給するものとする。

第3 特別報賞金の金額は、200万円以下とし、死亡の場合についてはその功労の程度を、身体障害の場合についてはその功労の程度および障害の程度を考慮して定めるものとする。